

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 19 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 3 月 22 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 議案第 13 号 | 平成 19 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 14 号 | 平成 19 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 15 号 | 平成 19 年度有田川町老人保健事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 16 号 | 平成 19 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 17 号 | 平成 19 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 18 号 | 平成 19 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 19 号 | 平成 19 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 20 号 | 平成 19 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 平成 19 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 平成 19 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 23 号 | 平成 19 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 24 号 | 平成 19 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 25 号 | 平成 19 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計
予算 |
| 日程第 15 | 議案第 26 号 | 平成 19 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算 |
| 日程第 16 | 議案第 27 号 | 平成 19 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算 |
| 日程第 17 | 議案第 28 号 | 平成 19 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 29 号 | 有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条
例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 30 号 | 有田川町境川コミュニティセンター条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 31 号 | 有田川町西谷コミュニティセンター条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 32 号 | 有田川町井谷コミュニティセンター条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 33 号 | 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 36 号 | 有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第 24 | 議案第 37 号 | 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について |

- 日程第25 議案第38号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第26 議案第39号 有田川町水源の森基金条例の制定について
- 日程第27 議案第40号 有田川町公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第28 議案第41号 有田川町生石高原天文台条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第29 議案第43号 有田川町道路線の認定について
- 日程第30 議案第44号 有田川町道路線の認定について
- 日程第31 議案第45号 平成18年度 清水行政局旧庁舎解体工事の請負契約
について
- 日程第32 議案第46号 平成18年度 公下 第15号 吉備第3幹線管渠布設
工事(第3工区)の請負契約について
- 日程第33 議案第34号撤回の件
- 日程第34 議案第35号撤回の件
- 日程第35 議案第47号 有田川町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第48号 有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 請願の審査報告について(請願第1号)
- 日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第39 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第40 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前勢利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中西正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

10番	湊正剛	18番	楠部重計
-----	-----	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	中山正隆	助役	山崎博司
総務課長	須佐見政人	清水行政局長	保田永一郎
消防長	片畑昌宙	企画課長	山崎正行
福祉課長	東敏雄	住民課長	星田仁志
税務課長	赤井康彦	出納室長	浜田文男
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	東信行	地籍調査課長	福原茂記
水道課長	嶋崎篤生	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

また、説明員は町長ほか19名であります。

…………… 日程第1 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、諸般の報告を行います。

町長より追加議案が4件と議案撤回の件が2件提出されております。

続きまして、閉会中に議会広報編集特別委員会委員2名が議会広報研修会に出席されております。

委員長より研修会報告の申し出がありましたので、許可いたします。

議会広報編集特別委員長、岡君。

○議会広報編集特別委員長（岡 省吾）

皆さん、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、議会広報編集特別委員会より、過日、研修会に参加いたしました報告をさせていただきます。

2月27日から2月28日の2日間にわたり、東京都平河町シェーンバッハ砂防において第65回町村議会広報研修会に、当委員会より西委員と私、岡、そして事務局より福本の3名が参加いたしました。

2月27日火曜日、午後1時より武庫川女子大学教授、言語文化研究所所長、佐竹秀雄氏より、わかりやすい文章表現・表記についてという題目で講習を受講しました。

内容といたしましては、文章作成の基本としてのポイント、広報文章を構成する上での手法、表現の技術、また漢字や句読点等、表記の基礎をお教えいただきました。文章を作成する上でもっとも重要なのは、読み手がその文章を読みながらどのように思うか、どのように感じるかを推測しながら書く態度が必要だということである。議会広報を作成する当委員会では、文章作成時の誤字脱字はもちろんのこと、文法についても辞書を参考にしながら、適切な紙面づくりに取り組まねばと痛感いたしました。

続いて休憩をはさみ、午後2時40分より、広報コンサルタント澤茂樹氏より、広報誌の編集を考える視点という題目でご講演いただきました。

先生からは、広報誌の持つ特性を十分に発揮できているか、広報誌またその内容を広く住民に伝えられているか、一方的な情報発信になっていないか、住民サイドの声をくみあげているか等、構成・編集部分についてお教えいただきました。やはり一番大切なことは、住民サイドに立って編集をしなければならないということ、単に報告するだけの広報誌ではなく、住民が知りたいのは何なのか、ニーズにこたえられているか、今一度その点の必要性を強く感じ、今後に生かしたく存じました。

続いて休憩をはさみ、午後4時10分から写真家、米美知子氏より、美しい自然風景の撮り方という題目でご講演いただきました。

先生からは、主に自身の何十枚かの作品をスライドで紹介いただき、地域の美しい風景をより美しく撮る手法をお教えいただきました。さすがにプロカメラマンである先生の作品は見事なものでありましたが、しかしながら、我々の広報誌は表紙・裏表紙を町民の方々から応募しているため、美しく写真を撮る手法については、今のところ拝聴するだけでとどめておきたいと思います。

明けて、2月28日水曜日、午前9時より、エディターしろいちはじめ城市創事務所代表、しろいちはじめ城市創氏より、当委員会発行の議会公報「かわら版」をクリニックいただきました。

当町を含め、北海道栗山町議会、長野県飯綱町議会、そして沖縄県北谷町議会の各町広報誌を診断いただき、相対的に4町の中で当町「かわら版」が一番よい診断を受けることができました。あえて注文をつけられた部分といたしましては、専門用語には説明文をつけること、その説明文はできるだけ簡素に、質問はだらだら長くならないこと、編集後記には書き手の個人名を明記することぐらいでありました。また、アンケート欄をつくり、住民からの意見を募ってはどうかと助言いただきました。トータル的によくまとまっており、住民から表紙・裏表紙の写真を提供いただいていることを高く評価いただきました。

正午をもって、2日間にわたっての第65回町村議会広報研修会を終了いたしました。

研修を終え、改めて広報誌編集の難しさを実感し、読み手への配慮と興味を引く記事づくりの重要性を痛感した次第であります。2日間の研修で学んだことを委員会に持ち帰り、さらに充実した「かわら版」の紙面づくりに反映できるよう、取り組みたいと思います。

最後に、2日間の非常に濃い研修会に参加させていただきましたお礼を心から申し上げます、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

議会広報編集特別委員長からの報告が終わりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議案の審議を行います。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第31から日程第36までの追加議案4件と議案撤回の件2件を先に議題といたしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31から日程第36までの追加議案4件と議案撤回の件2件を先に議題とすることに決定しました。

お諮りします。

日程第31から日程第36までの追加議案4件と議案撤回の件2件を一括議題といたしたいと思いをしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第31から日程第36までの追加議案4件と議案撤回の件2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、ただいま、追加上程されました議案第45号から議案第48号までの4議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号は、平成18年度清水行政局旧庁舎解体工事の請負契約についてであります。

平成18年度清水行政局旧庁舎解体工事（清水地内）を施工するため、平成19年3月16日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字清水981番地5、戸上組、戸上正次氏が5,953万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第46号は、平成18年度公下第15号吉備第3幹線管渠布設工事（第3工区）の請負契約についてであります。

平成18年度公下第15号吉備第3幹線管渠布設工事（第3工区）天満・野田地内を施工するため、平成19年3月19日、17業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字吉見619番地1、株式会社合同興業、

代表取締役赤井康紀氏が9,922万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

次に、本定例会初日の3月7日に上程させていただきました議案第34号及び議案第35号について、町長、副町長及び教育長の支給すべき給料の減額期間を当分の間となっていたことについてを下げさせていただき、新たに議案第47号並びに議案第48号で上程をさせていただくものであります。

議案第47号は、有田川町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、附則第2項に「第3条の規定にかかわらず、平成22年1月31日までの間に限り、町長、副町長に支給すべき給料は別表に定める額から、町長においては35,000円、副町長においては15,000円を減額した額とする」を追加するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第48号は、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、附則第2項に「第3条の規定にかかわらず、平成22年1月31日までの間に限り、教育長に支給すべき給料は、別表に定める額から10,000円を減額した額とする」を追加するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。

何とぞご審議の上ご賛同賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

休憩 9時41分

再開 10時39分

~~~~~

…………… 日程第2 議案第13号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第2、議案第13号、平成19年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第13号、平成19年度有田川町一般会計予算について、質疑をさせていただきます。

6点ばかりお伺いいたします。

まず第1点目は、今年度の予算状況をみましても、普通建設事業が圧倒的になっているわけですが、それに伴って後年度負担が一層増えて、今後の財政状況がたいへん心配になってくるわけですが、その点見通しはどうかということが1つと、あわせて今、地方債の借り入れが変更されまして、地方自治体で自由に借りられるようになったとお聞きしているわけですが、ただその中で繰上げ償還も、例えば利率で5%以上残っている場合は今まで国はなかなか認めませんでした。できるようになってきていると。ただしその条件として、集中改革プランなど行政改革の実施とか見込まれているところに限るような条件があったと思うんですが、その点でいいますと、有田川町は5%以上の地方債があるとすれば、この辺は有効に活用しながら繰上げ償還すべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

2点目として、都市計画費の地域交流センター、それから水の公園建設についてであります。今議会での平成18年度補正予算の質疑でも町長並びに関係課長に質疑をさせていただきましたけれども、しかしその説明の中においても、予算化がされていながら私どもにとっては十分なお説明をいただけなかったというふうに認識しているわけです。特に、その事業効果とか維持管理についての具体的な説明がなかったと思います。その点でいかがなものかということと、あわせて藤並駅改修の予算を組んでおられますが、この改修に伴って、例の懸案事項の特急がとまるということの見通し、あわせてお答えいただきたいと思えます。

3つ目に、今回の補助金カットは、全体的に大きいところは10%カットで一律ということでお聞きしていますが、その辺の見直しはどこまで、すべての補助金を見直したのかどうかという点をお聞きしたい。

4つ目に、林道の問題です。林道は今現在45路線あって、その内44路線では14万917メートルの延長があるとお聞きしております。これだけの距離がある中で、林道というのは常に小規模崩落など起こりやすい地域でありますから、これの維持管理が大変負担になってくるのではないかと思いますけれども、その辺の維持管理の見通しはどのように見ておられるのか伺いたいと思えます。

それから5つ目として、町道の維持管理費の問題であります。特に町道維

持修繕の工事費です。今回4,900万円余り組まれています。ところが決算で見ますと、これは清水の地域審議会でも出された意見ですが、町長さんもご存じのように、旧3町の維持修繕の工事費を見ますと、平成16年と17年の2カ年を平均してみますと、だいたい6,000万円近く使っているわけです、合併前の直近の決算で見ますと。ですから、それから見ますと1,000万円近く減っているということなのですが、やっぱり維持修繕というのは実態との関係がありますから、これを削るといのはなかなか、やっぱり問題があるんじゃないかと思しますので、清水の地域審議会でも出たように、やはり地域の状況に見合う維持修繕を組んでいくべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

それから6つ目、最後ですけども、中学生の海外研修費ですが、今回、旅費とか引率者の経費、保険代、冊子まで入れますと、だいたい1,400万円ぐらいに総額がなってくるわけなんです。そこから自己負担分の300万円を引きますと、だいたい1,100万円ぐらいの経費になってきて、引率者3人としますと、だいたい1人当たりの経費が33万円あまりの経費となってきますが、これを仮に30人で割ったら1人当たり36万7,000円弱の経費。まあ、一人当たりの経費としては、町は十分、本当に他の社会教育の中にはないくらいかけすぎではないかと思ひますが、今の中学生が、3年生全体から見ますと10人に1人しか行けない状況の中で、この制度というのは、やはり一部から不満の声も出てくるのは当然ではないかと思ひますので、ほかの事業が見直しをされているのに、これだけ聖域にされるのはどうかと思ひます。

以上、6つの点にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質疑にお答えをしたいと思います。

現在、町の起債で非常に金利の高いのがあることは事実であります。この間も実は総務省の方から、頑張る地域応援プログラムということで説明の中にもこの繰上げ償還については総務省も認めるということでありますので、もう一度どれくらいあるのか調べて、できるだけ多く高いやつを繰上げ償還できるように、これから検討させていただきたいと思ひています。

それから地域交流センターとか水の公園、ちょっと説明不足と違うんかということでもありますけれども。地域交流センターについては、今後、コンサルタントと打ち合わせをしていく中で、もちろん議会の皆さん方にもその都度、また詳細についてはご説明をしながら進めていきたいと思ひます。

それから補助金のカットについては、まあ全額1割ということではないんで

すけれども、やっぱり今後見直して、どうしても出さなくてはいけないところはカットはしませんし、これやったらちょっと不必要と違うかという部分があれば、さらにカットもやむなしかなと考えています。

それからもう一つ、特急の停車の見通しですけれども、来年の3月31日、皆さん方がご承知のとおり、藤並駅が新しく完成します。その中で、特急がとまることは事実でありますけれども、その本数については、私の要望どおり上下各6本、合わせて12本とめていただけるように今折衝中です。

それから林道のご指摘でありますけれども、林道はかなりのところで崩壊しているのは事実でありまして、今後そういうことについても非常に整備がいつてくると。ただ林道についてはやっぱり整備しないと、森林のためにもなりませんし、目的どおり林道については今後も進めていきたいなと思っています。

それから町道の維持管理、これも減額しているのと違うんかということでもありますけれども、もちろん町道については予算を組んでいますけれども、どうしても危険な箇所とか出てきたり、あるいは治さないかんとか、そういうことが出てくれば、今後補正で対応をしていきたいなと思っています。

それから海外交流についてでありますけれども、これ、もう今年度で10年目を迎えて、非常に成果を上げている事業であります。おっしゃるとおり、生徒10人に1人ということでもありますけれども、できるだけみんなが参加しやすいように、収入の低い人については、いろんな検討して今後も進めていきたい。これからの世界というのは、海外とも交流することは子どもたちにとっても非常に大事だと思いますので、これもいろんな形で、できるだけ節約できるような形で、今後もこの事業については進めていきたいなと思っています。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

町長の答弁に補足させていただきます。

公債費の件なんですけれども、今年、平成19年度では元金で28億7,300万円ほど返さんなんわけなんですけれども、19年度についてはできるだけ後年度に負担を残さないということで、15%ぐらいカットしております。今年度24億3,000万円ぐらい借入金を予定しているわけなんですけれども。

あとその他特別な目的基金でできるだけ使って、今回させていただいております。

それとあと19年度予算につきましては、普通であつたら従来の前年度の積み上げ方式ということで予算編成するわけなんですけれども、19年度につきましては、一般財源枠配分方式ということで予算編成方式を変えました。今までであつたら財政で10%カットなり、全体にカットしていたわけなんですけど

も、今回、各課に枠配分ということで、一般財源を使えるのは各課でいくらすということ配分させていただきました。その結果、各課からの要求でほとんど枠の中へおさまったわけなんですけども。各課である程度判断していただいて、10%切っているところ、また50%になっているところがあると思うんですけども、そういうような格好で予算の編成をやったので、一律にカットしたということではございません。以上でございます。

（「社会教育課長に交流センターの補足説明をしていただけませんか。」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

増谷議員さんのご質疑にお答えいたします。

維持管理につきましては、この地域交流センターは現在2,100平米程度考えていまして、平屋建てにして、できるだけオープンスペース、それから華美な装飾を排除したシンプルな建物にして、できるだけ維持管理を節約していく施設をいたしたいと考えています。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

議案第13号について、5点ばかり質疑させていただきたいと思います。

まず、予算書の26ページにあります総務使用料の中の文化保健センターの使用料であります。この使用料金については、合併協議会で話し合い定められたものと理解してるんですけども、最近になりまして、文化保健センターの2階の大きな会議室の使用料金が合併前に比べて非常に高くなり使いにくくなったという住民の声を聞きまして、いろいろ調べてみたところ、有田市の会館だったら3分の1ぐらいの値段で借りられるということ、最近あっちの方を使っているというふうな声も聞いてます。また、あの有田市の会館に比べれば、かなり金屋の方は交通の便も悪いし、料金的にもあそこより安い設定であってもおかしくないんじゃないかなという思いもありまして、この料金について、改正することはできないものかどうかということをもっとお聞きいたしたいと思っております。

続きまして、予算書の60ページにあります支所及び出張所費の問題であります。これは清水地域の3カ所にある支所及び出張所のことだと思いますけども、合併いたしまして、特に清水地域については縦に長い地形等もありまして、また高齢者の方も多く交通の手段のとりにくい方もおられると思いますので、こ

ういう支所及び出張所の役割というのは、これから非常に大事になってくると思います。予算的にはちょっと前年度と計上の仕方がかわっているのか、比較するのがちょっとわかりにくいんですけども、これからこういう支所、出張所については、私としては強化して充実させていくべきではないかと思っておりますので、その辺についての町長のご見解をお聞きしたいと思っております。

次に112ページになります地籍調査費ですけども、これについては、前年度とほぼ同額の予算計上となっておりますが、この間、全員協議会でお聞きしましたところ、今のペースでいきますと、清水地域については、あと40年ぐらいの年月がかかるということでした。こういうふうなペースでなしに、もっとこの予算を強化して早急に、せめてあと20年ぐらいで全町を終わらせるぐらいの対応をとれないものかと思ひまして、この辺について聞きたいと思ひます。

それと154ページにあります学校建設費、中学校地震補強大規模改修事業でありますけども、これは金屋中学校の改築工事と聞いております。これについて、当初、昨年度の話し合いの中で、新しく立て替えた方が全体的に考えて安いんじゃないかという議論もされたと聞きますので、それを考慮してみると、この2億2,000万円という予算があまりにも少ないんじゃないかと思ひまして、これで十分なことができるのか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

それと最後ですけども、私、昨年的一般質問の第1回目の中で、ここの議場のモニターを1階のロビーへ設置できないかというふうな質問をさせてもらったところ、町長からできたらまた検討していくという答弁をもらったと思うんですけども、それについての予算が計上されておられませんので、それもあわせて聞きたいと思ひます。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず施設の使用料でありますけれども、これも合併時統一するという事で、それぞれの地域の会館施設については統一をさせていただきました。ただ、使用料が上がっていると言われるんですけども、なるほど町民だけじゃなくして、いろんな個人的な使用の方法についてはやっぱり今の料金にあわせていただかなければならないかなと思ひています。ただ、地域の老人クラブであったり婦人会であったり、そういう団体については、恐らくその料金は取ってないと思ひます。それで、個人的に使って有田郡中から寄ってきたとかそういうことについては、やっぱり改正した料金でやっていただきたいなと考えてます。ただ、こういう施設には結構、維持費もかかりますし、それでまあ老人クラブと

か地域の方々が使うのであれば、もしお金がいることであれば、今後また話し合いの中で決定をさせていただきたいと思います。

それから2点目の支所の合併、議員さんおっしゃられるとおり、今の状況において安諦、二川出張所というのは非常に重要な役割をしてると思います。それでまあ合併当初、支所の統廃合ということも検討に上がっていますが、この支所の統廃合については、やっぱり地域の方々と十二分に相談をしながら、必要であればやっぱり置いておくべきであろうと考えてます。

それから地籍調査の件。清水地区、あと40年ぐらい、今のペースでいけばかかると思います。ただ、実は吉備地区はもう来年度終了します。それで今度も本課を金屋庁舎へ19年度から移させていただいたんですけれども。まあ、吉備地区が終わってくれば人員の余裕、これはもう予算だけでもいけませんし、人員の関係もありますので、いずれせんなんことでありますので、できるだけ早く終わるように、清水地区40年もかかることのないように、全力をあげて地籍調査も取り組んでいきたいと思っています。

それから金屋中学校の改築、あんまりかかるのであれば新築も一度考えてみたらどうかということで検討させていただいたんですけれども、やっぱり改築の方が安くつくということで、今回、大改築をするわけなんです。2億9,000万円ほどの金額ですけれども、これもやっぱり耐震調査の結果、あるいは改築の設計書で大丈夫という方向でありますので、その予算内で震災に強い学校に生まれかわることができるん違うかなと思ってます。まあ、まだ工事が始まっていませんので、これはわかりませんが、予算内で耐震の強い校舎にかえられるん違うかなと思ってます。

それから1階のロビーのモニターの件ですけれども。合併当初、議会の傍聴がすごくあるのかなと思ってたんですけれども、あんまりここへは。もし外へあぶれたらということで、ここへ設置させていただいておりました。それで、もし聞きたい人があれば、ちょっと4階まで上がってもらったら、今のところ、ここがいっぱいであれば対応できてますので、また今後ですね、たくさんの方が傍聴にきてくれて、あぶれるようであればロビーへの設置も検討させていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

まず使用料の問題ですけれども。僕も一番最初は個人的なお願いということで聞いて、それまであんまり、恥ずかしいながら意識がなかったんですけれども、確か調べてみたら、ほかの施設に比べて割高という意識もありますので、町長のおっしゃるとおり、各そういう公共的なというか、大きな団体的な使用につ

いてはいろいろ考慮してもらえてありがたいんですけども、個人的に使いたいという人も使いやすくしてもらえるように、何とか見直しをする余地があるのかどうかだけ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、ちょっと一般質問の延長みたいになって申し訳ないんですけども、モニターの設置については、ここの4階まで上がってきてもらって傍聴してもらおうというのは一番いいことなんですけども、やはり議場というのは一般の人にとってなかなか入りづらいという意見もありまして、それだったら一般の人が気軽にもらえるような形をつくったらどうかという趣旨の私の質疑でしたので、その辺もあわせて、2点ばかりもう一度お願いいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

まず使用料ですけれども。そしたら有田郡から寄ってきたら全部高くつくのかということではありません。例えばこのきびドーム、規程として昼からだったらいくら、1日だったらいくらとかという決めはありますけども、例えば有田郡中の子どもの絵画の展示会であったり、また青少年の作文の発表会とかそういうことについては特例を設けてまして、ぐっと下げさせていただいております。それで今後、そういう団体が果たしてそういうことに適合するのどうか調べさせていただいて、決して現行どおり全部取るという考えではありませんので、そこら辺も検討をさせていただいて決めさせていただきたいなと思っています。

ロビーのモニターについては、僕のところへつけてほしいという意見もあんまりきてません。多分、浦議員さんのところへは何人かがおっしゃってきてるんだと思いますけれども。本当にここへ行くのがたいそうなやし、入りにくいという人がどのくらいあるのか、また調査をして、もし町民の方々がロビーへ設置しろというのであれば、また検討させていただきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

2点質疑をさせていただきます。

55ページの自動車運転業務委託料の点について、少しお聞きしたいことがあります。

実は先日、お子様をもつお母さんにお聞きしたんですけども、合併した後に赤バスを使って子どものクラブに、クラブ名はここでは言えませんが、今までは使わせてもらっていたものが使えなくなったという話を聞いていたん

です。この予算の内訳で、赤バス60万円かける12回ということで、年間720万円の予算を組まれているわけですが、後で資料として提出していただきたいのは、年間の利用回数とかそういうのを聞かせていただきたいという点もあるんですけども、例えば、剣道であったり、バスケットボールであったり、使われているクラブもあるようにお聞きします、最近。そんなんで言いますと、この赤バスというのは町民の財産でもありますし、誰もが空いておりましたら使えるような手立てをとっていただきたい。もしとっておられるのであれば、それを各クラブへ知らせあげるとか、そういうふうなことをしてもらいたいと思うんですけども、それについてご答弁いただけたらと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、赤バスの1年間の利用回数とかについては、後日提出をさせていただきますと思います。

それから、どこのクラブがあかんとか、どこの何があかんとかという一切決まりはしていないつもりでありまして、学校からの推薦であればいつでも出させていただきます。ただ、個人的に今日行きたいんで貸してよとか、そういうことになってきますと、非常に多くの回数になってきますんで、そこらはきちっと決まりをつけますが、どこのクラブへ貸さんとか、そういう決まりは実際ありません。学校の推薦であれば、いつでも使っていたら結構だと思います。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

今、町長の答弁をいただきまして確認をさせていただきましたので、中学校のクラブであれば、学校の推薦があれば、小学校、各町の中で剣道クラブとかがありますが、それは小学校の方へ言えば推薦という形になるんですか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今のところ学校のクラブについてはすべて要請があれば、剣道部だけ断るとか、そういうことはやっていません。すべて小中学校のクラブについては、もちろん、空いていなかったら、1台しかないんで空いてなかったら仕方がないけど、空いている場合は……。

（「社会教育の方も」と堀江議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

はい、町民のバスでありますので、そんな厳しいというか、個人的に貸してよとかいうことになれば、ちょっとうちの区が行きたいんよとかそういうことになれば……。

（「子どものことに関してだけ」と堀江議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

子どものことについては一切しぼりはかけていません。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

私も昨年、できるところは見直しをして財政厳しい折からということで一般質問をさせていただいておったんですけども。今回19年度予算について、先ほども同僚議員からの質疑にも、各課によって10%カットからいろいろ見直しをしたということでございます。まあ些細なことなんやけども、2点ばかりこの予算についてお聞かせを願いたいと思います。

今回の予算の教育振興費の中で、負担金補助及び交付金ということで小学校の社会見学のバス代補助金がわずか73万9,000円という予算を計上されております。また、中学校の社会見学のバス代補助金ということで教育振興費23万5,000円計上なされております。

この社会見学のバス代等補助につきましては、前年対比しますと50%カットの大幅なカットということで、今年度バス代補助は73万9,000円組んでおります。昨年のこの小学校の社会見学については補助金として144万円組んでおり、小学校17校の社会見学をトータルすると、各校の歳出合計につきましては376万円余り使っているわけなんですけれども、その内140万円余りの町の補助をいただいたと。

中学校につきましては、全体事業費で、社会見学6校で230万円余り諸費用が要ったわけなんです。その内の47万円が町の補助をいただいて社会見学をしてきたと。それが両方とも今年は50%カットされていると。金額的に言えば些細なことですけれども、例えば先ほども出ておりましたように、この海外研修にいたっては今年度の予算を見ても、旅費の引率で67万円、あるいは印刷で20万円、保険には27万5,000円、研修費が1,116万1,000円、研修補助として191万1,000円ということで、合わせますと1,321万7,000円ということです。これはまあ各30名の参加者から10万円負担金をいただいて、海外研修ということで、もう10回やった

ということです。まあ今日も海外研修にかかった資料、あるいは報告書、たいへん分厚いもので、研修の報告を議員全員に配っていただきました。まあ中身は先ほどいただいたところでありますので見ておりませんが、たいへんすばらしいことであると思いますけれども、そういった費用が当然要るのはあれですけれども。まあ実は社会見学等々については、昨年各学校は、それぞれ社会見学をしてきていると思うんですけれども、その内容はいかにか全部それを聞いてみませんが、例えばその社会見学は、大阪にも防災センターありますとか、あるいは地震とか、まあ近畿圏内ぐらいにはしか行けないので、小中学生にとってはたいへん重要な社会見学である。それがこうして見てみますと、小学校で370万円のうち児童の負担金が212～213万円要っていると。中学校にいたっては230万円ばかり要った社会見学中で、中学校が6校ありますけれども、これ185万ほど負担金要っております。まあ1人になると些細でありますけれども。まあその他、学校の児童の負担金も今教育諸費がいろいろ要っておりますが、それで行けないという事情はないと思いますけれども、前年から50%カットされたということにつきましてのひとつご説明をお願いをいたしたいと思います。

それから169ページにあります体育振興費の中で、町民運動会の委託料が50万円計上されています。私は合併協議会の委員でもございましたので、かつて合併する以前にその町民運動会44回もやってきているので、何とか合併してもできるようにしてはどうかということで質問もさせていただいたことがあるんですけれども、合併して昨年は町民運動会というのはやらなかったと。かつて金屋町だけでもその町民運動会については、全区をあげて2,000～3,000人の人が寄って10月の初旬等にやってきたわけなんですけれども、それが昨年は合併してできなかったということでございます。今回は50万計上されておりますけれども、この町民運動会というのは、合併して有田川町民運動会でやるのか、それとも旧町での町民運動会の予算になるのか。今まで300万円というような、旧町だけでも予算的にはそのぐらいのお金が要ったわけなので、そこら辺の町長の見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

楠部議員さんのご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、社会見学の補助金でありますけれども。先ほど総務課長が答弁させていただいたように、今年は各課へ、もちろん各課のヒヤリングを受けた中で、各課へ予算を配分して、その各課でいろんな方向性を出してもらうということで、現状のままで補助金をおいている部分もあるし、あるいはその課によって、

その課がこれは半分ぐらいでもいいんと違うかということであつたら、恐らく半分ぐらいの補助金のカットになっていると思います。それで、これについては今後また、教育委員会としっかり検討させていただきたいと思っています。

それから、有田川町の町民運動会。去年、長らく金屋地区でやっていたものについては残念ながら中止になったんやけど、やっぱり町民が一日ぐらいひととこへ集うて体育祭をやったらいいんと違うかということで、実は今年また復活をして、これはもう有田川町全体でやっていきたいと考えています。それで、今まで金屋町の町民運動会については、商品にテレビとかそういうのを出したということを知っていますけれども、やっぱり町民運動会でありますので、あまりそういう派手なことにならないように、50万円あれば十分運動会を開けるのかなという感じであります。

○議長（亀井次男）

学校教育課長、岩本君。

○学校教育課長（岩本良憲）

町長の答弁に補足させていただきます。

学校教育における各学校の社会見学の補助金というのは、例えばバス遠足などするとき、バス代の多額な費用がいるということで補助を出しているわけですが、これは各学校によってそれぞれ行き場所にもよるし、学校の方針で歩き遠足ということもありますし、教育的なところから各学校で決めていただいております。大半の学校は、バス遠足を行うわけですが、人数によっても、多くの人数あるいはほん少数の人数ということもございまして、例えば先ほども出ておりましたように赤バスという町のバスを使ったり、あるいは通学用のバスを使ったりというようなところもございまして、ただ大きな学校につきましては、そういうバスではとても不足するわけですが、一般のバス会社でバスを借りてするわけで、その時のある程度の援助をしていこうかという予算でございまして、本年度につきましては、約200万弱、180万円ぐらいの予算で、それぞれの学校からの申請に基づいて割り振りをさせてもらっておるわけでございます。

来年度の予算要求につきましては、このところ各学校の状況を見まして判断をしていくわけですが、予算的には半額しか要求できませんでした。枠配分の中で半額しか要求しておりません。この中で有意義に各学校で使っていただけるようこれから指導していくように配慮していくつもりでございます。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

再質疑を行いたいと思います。

ただいま、町長あるいは学校教育課長のご答弁、社会見学のバス代補助についてのご答弁がございましたけれども、予算配分については、財政厳しき折から、たいへん苦慮しているかと思えます。社会見学につきましては、社会教育あるいは学校教育ということで、今のせちがらいと言ったら教育の中ではあれですけども、家庭での教育とか社会での教育とかいろんなそういった教育向上に対する研修等がありますけれども、例えば旧金屋町では、これとは別に室戸へ夏に研修に行ったり、あるいは中学生ではスキーを体験してくるといった研修もなされておって、それ以外にも研修等なされております。これは昔、国の方からの補助があって、室戸研修とかそういったものへ補助したんですけども、ここ何十年か前に打ち切られたと。しかし、何十回と続いているその研修については、町も単独でもやっていかなんのではないかというようなことで現在に至ってきているわけなんです。そういった室戸研修等も今年は全面カットというようなことも聞いておりますけれども、その貴重な体験を中学、小学時代にすることも非常に重要なことではないかと。だから、何ぼカットするにしても、それなりの重要な体験については、有田川町内に小学校が17校あり、また中学校が6校ということで、中学校では海外研修30人というのも結構なんですけれども、やっぱりそういった小さい本当に身に合った、それぞれの学校に合っている社会見学を体験させるということも、まあ補助金ばかりのことではないと思えますけれども、やっぱり、そういったすばらしい体験をして、今後の社会に出て行く経験を積ませるとということも、今のいじめとか、そういった社会情勢が大変いろんな意味で懸念されているときに貴重ではないかと思えます。ぜひともそういったことの意味も含めまして、急遽50%カットというようなこともせんと、やっぱり今後学校とそういった効果的なものも十分考えていくべきことではないかと思えますので、その点、質疑をさせてもらったわけでございます。

それから町民運動会。今年復活して50万円予算を組んだと。その辺だけちょっと聞きたかったんで。これはまあ、合併協定書の中にも出てますけれども、まあ私も合併の委員であったんですが、協定書の中にもその町民運動会は旧町で開催するということであったが、昨年はできなかつた。で、今年は復活するということですけども。まあ、やっぱり旧町でやるということで合併協定書へ盛り込んで、合併しても旧態依然やっていくと。ほかの協定については、それぞれいろんな、消防とかありますけれども、それは統合して速やかにいろんな行事を開催する、こういうこととちょっと違った意味でもありましたので、私は質疑させてもらったんですけども。そういう意味で予算的にもありますけれども、また復活して、町民運動会をそれなりの対応でやっていくと。それはもちろん、今まで旧金屋町だけでやってたけど、これが有田川町全体になっ

たら、やっぱり全町内へ広報せないかんと。そうすると、やる場所からして設定していかないかんと。そして区民全体それだけのものを、町民運動会と銘打った限りはそれなりの対応をしていかんなんと。だから去年もね、それぞれの特色ある運動会とかやってきたので、合併したらかなり難しいんじゃないかということも懸念されたんで、それぞれ一同に会するようなスポーツ大会のイベントをできたら。やっぱり町民運動会というのは一同に会するというかその名前であったように思いますので、だから合併協定では旧町単位でそういうことを残してということであったんやけども、やっぱりそれらが事情によりできなかったと。それでまた今度は町民運動会をするということ、そこらをやっぴりきちっと体育関係者あるいは町民に今年はやるんだと、そしてやるかぎりはこういう風にやるんだと、そこら辺のきちとした説明も重要ではないかと思えますのでね。そうでなかったら変にとらまれかけて今年の町民運動会の実行委員会では、18年度は、とても合併したら即やれないというような結果を出したわけなんですけれども。今年度はそれぞれの区長さん方の意見を聞いて、再開したらどうなということ予算を組んだものであろうかと思えますけれども、それにはやっぱり明快に町民にも広報する必要があるのではないかと思いますので、質疑をさせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

まず子どもたちの研修ですけれども。これは私も非常に大事なことであると思っております、今年、研修はもうカットということではありません。室戸へ今まで長いこと行って、その内容というのもお聞きをしています。しかし、別に室戸と違って白崎にも青年の家、あるいは今年から近畿大学に農業試験場、ここには約2億円ぐらいかけて40ベッドがあります。空調ももちろん備わっていますし、調理場も非常にりっぱなものもありまして。この前、僕ちょっとほかのことでそこへお伺いして、ここはいい施設ですね、何とか使わせてくれないものかなと言ったら、どうぞどうぞ無料で開放しますので使ってくださいという返事もいただいております。まあ白崎の青年の家とか、あるいは生石のログハウス、あるいは高石市の、まだこれは高石市とは交渉していませんけれども、高石市のもっている施設、ここらを使って、できるだけ多くの子どもたちに研修の機会を今後とも与えていきたいなと思っております。

それと町民運動会、当初やっぱり合併しても続けるということでありましたけれども、残念なことに去年は中止となって、今度は有田川町で新しくやるわけなんですけど、やっぱり合併して一日も早く各旧町意識というのをなくしたい中で、やっぱり全町民が寄って体育祭なり、あるいは運動会を開催するのが

一番よかろうということで、今度は有田川町全体でやらせていただくことになりました。このことについてはもう金屋の区長会さんとも十二分に話し合いをもったと報告を受けています。それで、町民に知らせるのについては、秋でありますけれども、できるだけ早く具体的に知らせるようにしていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

12番、森本君。

○12番（森本 明）

1点だけ。楠部さんも増谷さんも今オーストラリアの研修のことで質疑あったわけでございますけれど。

今日、朝から研修レポートをいただきまして、ありがとうございます。ただ、僕まあ一般質問の延長線上で言わせてもらったら、総括したもの、成果、そういうものを出してほしいと言ったのに、レポートの写しばかりくれても、あんまり汗かいた資料に思わないのですが、いかがなものでしょうか。

それで、時間とか期限を区切らないので、いつも教育長や現場の担当がオーストラリア研修はものすごい効果があると自慢しているが、生徒の進路とかプライバシーに配慮しながら、どういうところで活躍しているとか、どういう人物になっているとか、そういうことの追跡調査が必要であって、レポートの写しであったらどこにでも復命書の写しみたいなのがあるんで、その点だけひとつ別に答弁要りませんが、お願いしておきます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

僕も簡単にちょっと2点ばかり質疑させていただきます。

まず最初、浦議員さんの先ほどの質疑の関連でございますが。金屋中学の改修工事ということで。改修となれば新築するより安くなる、これはもう当然のことなんですけども。要するに一番大事なのは耐用年数、新車買うのと中古車買うのとの違いですね。まあ中古車買ったなら安いんですけども、新車買ったなら高い。ただしその耐用年数ってありますね。新車を買うような格好の耐用年数を中古車でやろうとしたら、工事は大変確実な堅実な工事をやらんとそれに対応できないと、その点がひとつ。

それと増谷議員さんの関連なんですけども、交流センターね。公園と建物、これは分かれてやるということなんですけども。まず建物の場合はコンサルというのは、公園の場合はまた違うと思うんですけど、これ設計書を見たら一緒

になっていると思うんですけども、公園と建物のコンサルというのは、流れる溝が違うのではないかと思うんですけども。それはそれとして、一応どういう結果でこのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

もちろん改築すれば、新築と同じくらい耐用年数もつんかと言われれば、実際もたないと思います。ただ、費用対効果もあって、改築するよりか、ある程度の期間、安全な建物を保てるということで今回改築の方にシフトをさせていただきました。

それともう1つ、交流センターと水の公園、これは別々と違うんかということやけど、これは計画の中で水辺公園と交流センターは一体化したものでありまして、規模とかそういうことについては今後いろんな設計図が出来上がり次第、できるだけ維持管理費のかからないように、華美なものにならないように、当然、公園にしてもできるだけもうあんまりお金のかからないような、維持管理のいらぬような今後公園にしていきたいなと思ってます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第13号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、政府の三位一体の改革による地方交付税や国県支出金の大幅な削減等によりまして、市町村において財源確保が一層きびしくなっています。このような中で、合併した市町村においても、当わが町においても数年後には赤字が計上されるような見通しもお聞きしております。

そういう中で、改めて今年度の予算構造を私なりに見てみますと、例えば普通交付税ですが56億5,000万円あまり組まれています。これは平成16年度の旧3町の合計は59億7千万円弱でありますから、その差は約3億2,000万円近い差となっております。

それから今回の町債ですけども、24億3,000万円余り組まれています。これは歳入に占める15%であります。その内15億円余りが合併特例債で、そしてこれまで特例債は1年間振り返ってみますと24億2,300万円を組んでおりますが、その内の59%が都市計画債のいわゆるまちづくり交付金事業に充てられることになっております。

そして一方、歳出の主なものを見ますと、トップに比率を占めているのが公債費の33億5,800万円余り、その次に民生費、土木費、農林水産業費と続いておりますが、特に公債費と土木費、農林水産業費で約49%余りを占めています。そして特に昨年に比べて伸び率が高いのものは土木費で、今年の4.15倍となっています。その土木費の財源内訳で半分が地方債を充てることになっています。

また一般財源は歳入全体の68%を占めていますが、特に公債費の99%、衛生費の94%、消防費の88%、教育費の72%、民生費の71%が一般財源を使うことになっているように、いわゆる住民にとって大変大事な事業関係は一般財源を使うことになっておりますから、特に今、福祉関係の国の削減の中で充実を望む声から言いますと、一般財源の取り合いとなって、こういう分野では大変しんどくなってくる構図になっていると思います。

それからまた補助金の10%カットなどありながら、その一方で海外研修などは聖域になっている点もあります。

そういう中で、特に私は今回の質疑におきましても事業計画で質疑をいたしました。特にこのまちづくり交付金事業の中で、地域交流センターと水の公園事業でありますけれども、また鉄道公園も入っておりますけれども、これの事業効果などをお伺いしましても具体的なものは示されず、担当課長にお聞きしましてもそういうことはご答弁なかったわけですが、このまちづくり交付金事業は国の方針書によりますと、交流センターというのは元々国の中の事業計画の中に載ってまして、それを元に踏襲したものではないかというふうに思います。

そしてこのような中で、歳出削減のためということで集中改革プランをつくって住民に密着した福祉や教育、地域振興などの予算が削られる可能性が十分出てまいります。

私は、これでは安心して住めるまちづくりはできないというふうに思います。予算配分を再検討し、不要不急の立場から進めるべきではないでしょうか。ただ一方において、住民にとってたいへん大事な予算もたくさん組まれておりますけれども、以上の理由におきまして、私は反対の立場から討論といたします。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論がないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第3 議案第14号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第14号、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

この国民健康保険ですけども、今テレビや新聞等で報告されておりますが、保険証を取り上げて証明書を発行するというような現状でございます。わが有田川町でも証明書を発行している家庭がどのくらいあるのか。また減税のために今まで非課税であった家庭が今度は町民税がかかる、そのために国保税も当然上がってくる、そういうことになると思います。そういう家庭では、何かの減税を町長は考えているのか、関係課長共々、答弁願います。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

尾上議員のご質疑にお答えしたいと思います。

ご存じのように、国保は住民相互扶助により成り立つ社会保険制度でございます。現在、滞納者のリストを見ますと、低所得で困窮されていると思われる方もおられるわけですが、中には納税の能力がありながら故意に納めていないと思われる方もおられます。そういった方々を平等に取り扱うということはちよっと不公平ではないかとそのように考えております。

現在、有田川町では、2月末現在でございますが、納税義務者は6,523世帯ございます。その内、国保税の滞納者が413件ございます。資格証明書の発行はその内119件でございます。

税金の方は、住民課の担当ではございませんので、以上でございます。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

国保税のことについてお答えさせていただきます。

減税については、定率減税について多少上がることも考えられるんですが、

率について、医療分とか介護分の率そのものについては全然かわっていません。
変更はありません。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

住民課長が答弁した通り、保険についてはお互いに助け合うという中で始まった国民健康保険制度であります。当然、やっぱり住民税を払わなくてはならなくなった人については、額というのとはかわってくると思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

先ほど関係課長さんから答弁されたので、私あえて聞きますけども、相互扶助ということをおっしゃられました。まあ、町長さんもおっしゃられましたが。じゃあ、お伺いしますけども、相互扶助というのを条例の中のどこに明記されていますか。明確にお答えいただきたい。まず1点。

それから、資格証明書を発行してでも、実際、全国のどこの市町村を見ましても滞納が減っていないんですね。で、有田川町を見ましても滞納額というのは、介護も入れて、今回の予算の中で見ますと、1,700万円あまりの滞納額となっています。だから結局、資格証明書や短期を出しても収納率向上にあたらぬ。逆にこの取り上げによって全国でお医者さんに行けなくて病気が重症化して亡くなる方が全国で20数人出ているわけなんです。逆に悪い方向に行っていることを指摘せざるをえません。

それから、国保税条例の13条。これは町長さんにお伺いしたいんですが、減免制度ありますが、これをどのように認識されておられるか、この点お願いします。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

相互扶助というのがどこに載っているのかと言われても、どこに載っているというものではございません。ただ、滞納者が出ますと翌年度に……。

（「そんなことを聞いてないんですよ。相互扶助のことについて載ってるかどうか。載ってないわけですね」と増谷議員、呼ぶ）

○住民課長（星田仁志）

はい。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ちょっと勉強不足で、13条勉強させていただきたいと思います。

ただ、減免であったり、免除であったり、そういうことについては十分審査をさせていただいていますけれども、払う能力があるのに払わない方もある。その中でやっぱり、そういう方については、保険証の発行も差止め、これはやむを得ないかな。ただ、払う能力のない人に無理やり払えということではありませんので。払える能力があるのに払わない人も若干あるということで、やっぱり公平を期すためにも、そういう方については保険証の発行の差止めもやむを得ないかなと。そういう方については、ただもう発行停止するというのではなくて十二分に、事前にも、恐らく課としては話し合いをもってやらせていただいています。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

もう一度お伺いしますが、条例には国保制度の目的というのが社会保障及び国民保健の向上にありますとちゃんとうたっているわけです。だから相互扶助よりも社会保障の立場から国民の健康を守りなさいということですから、その辺をきちっと認識を改めていただきたいと思います。

それであえて13条の2の税の減免について町長さんに、私提言したいと思うんですけども。この町の13条の2によりますと、「災害等その他特別の事情により生活が苦しく困難となった者のうち必要と認める場合においては税を減免することができる」と、この一文だけなんです。今までは旧町の場合見ましても、もう少し具体的に書いてあって、なかなか厳しい側面がありまして適用されにくいところがあったんですが、これは簡潔にまだまとめておりますので私は適用範囲が広いんじゃないかと思います。

そういう意味で、今後ですね、失業、病気で所得が減った人、母子世帯や乳幼児がある家庭については、多少の滞納があっても悪意でない限り国保証を取り上げずに交付すべきであるのと、減免を認めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

もちろん、大災害とかいろんなことが起こった時点については、いろいろ今後検討させていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第4 議案第15号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第15号、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第16号、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

19年度の介護保険事業特別会計予算について、質疑をさせていただきますが、細かいことについては、なかなか答弁もたいへんですので、私は大きなことについてお伺いします。

この介護保険制度ができてもう数年がたつわけですが、聞こえてくるのはやはりお金がなくて施設に入れない、またショートステイや在宅サービスを受けるにしてもお金の問題でひっかかる、十分受けられないという声をたくさん聞きます。そういう点です、やはりいくら事業費が要ったとしても、これからの状況を考えていきますと、弱者対策やサービスの充実を負担増なしに、もしくは今の現状維持で少なくともいけるようにしていただきたいと思いますが、今、施設では食事、ホテルコスト入れて特養でも10万円から要ってきますよね。これでは低所得者が多い中で入れないと思いますが、町長さんのその辺のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君――

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

所得の低い方ということでございますけれども、施設に入れないというようなことだったと思いますが、そういう方にとっては特例というんですか、負担上限額というのを定められておりますので、そういった中で対応させていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

現状から言いますと、それでは対応できないんですよ。この介護保険制度は自治事務でありますから、市町村独自の判断でいくらでも、国はいろいろ言ってきますが、裁量でできるわけですから、その辺十分住民の声を聞いて介護保険制度を。全国市町村では枠を広げて独自の制度を設けているところがたくさんありますから、ぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第17号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第17号、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第18号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第18号、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第19号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第19号、平成19年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 9 議案第 20 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 20 号、平成 19 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 10 議案第 21 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 21 号、平成 19 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 21 号について、質疑をさせていただきます。

今回の特別会計予算の中に第 1 期分と合わせて第 2 期分の計画が入っているかどうか、その点のご説明をいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

下水道課長、中井君。

○下水道課長（中井 勇）

お答えします。

19 年度予算におきましては、第 2 期分の拡張、認可申請業務については計

上させていただいております。以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

2番、増谷君

○2番（増谷 憲）

再度伺いますが、私、この下水道事業で既に実施している和歌山市の事例をご紹介したいと思うんですけども。ここは昭和46年に始まって、ちょっと古い数字になりますが、平成12年との対比の数字を手に入れました。これを見ますと、1カ月の基本料金で言いますと、当初に比べて平成12年で2.4倍から4.1倍までの開きが出ております。それから、1カ月25立米で計算しますと、1,000円が2,835円の2.8倍。総事業費が、なんと264億円から3,200億円の12倍に膨れ上がっています。その中で一般財源が6倍、受益者負担金が1.5倍になっています。

そういうことによりまして、年間の赤字額と累積赤字額が96億7,581万2,000円。単年度でも10億近く赤字が出ていると。こういう実態なんです。しかも加入率がかなり低いと。これで今、和歌山市はたいへんな状況になっているわけです。だから、こういう状態になっている中で、これからの公共下水道、有田川町においてもやっていっていいのかどうか。当初から担当課長さんお答えになったように、大変な収支不足が起こるということになりますから、私は第2次計画というのを本当にやっていっていいのかどうか疑問に思いますので、質疑をさせていただきました。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（亀井次男）

日程第 1 1、議案第 2 2 号、平成 1 9 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1 番、佐々木君。

○1 1 番（佐々木裕哲）

この件につきまして、ちょっと町長の考えを聞きたいと思います。

前々から入浴者が減っているとか、収入が減っているとかいうことで、いろいろ議会でも議論されてきてるんですけども。町長にお聞きしたいのは、現在の状況から今後の推移について、どのようにこの明恵峡温泉を立て直すのか、そこらの一度決意というのを聞きたいと思います。というのは、このままで行けば、いつかは閉鎖というようなことにもなりかねますので。私自身、せっかくのこれだけのいい場所で、まあ清水も温泉ありますけども、この有田川町の玄関のところで立派なものをこしらえておりますので、それを閉鎖してしまうような状況になったら何にもならないので、とにかくこれを生かしてほしいので、その点町長はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、今の経営状況を続けていけば、そんなに遠くない時期に閉めざるを得ないという状況であります。改善する余地はたくさんあります。例えば食堂・売店を民間に委託するとか、あるいは施設全体を指定管理者制度へ移行するとか、いろんな方法があると思いますけれども。地元の方も 2 6 名ぐらい雇用されていると聞いていますので、そういった雇用問題も含めてですね、今後 1 年間かけてきちっと答えがでるようにこれから検討していきたいと思っていますし、すでに検討せよと命令を出しているところでもあります。それで、閉めるということはいけませんので、今後経営については、雇用問題も含めて検討していきたいと思います。

○議長（亀井次男）

1 1 番、佐々木君。

○1 1 番（佐々木裕哲）

今、町長のお話を聞くと、これを何とかして立て直したいという実感が伝わってきたんですけども、私自身もせっかくあの立派なものをこしらえてあるし、名前も売れておりますので、とにかく閉鎖するようなことにならないように、

ひとつ全力で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（増谷 憲）

同僚議員の同じような質疑になるわけですが、今後計画されているものとか対策を具体的に持っておられるのではないですか、その点ちょっと示していただきたい。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

具体的にということはないんですけど、いろんな改善方法とか。

まず小さいことですが、あそこの温泉に行ったら、増谷さんも行っていると思いますけれども、入ったところに誰も応対する人がいないと。こんなのどこの温泉であっても旅館であっても、すべては入ったところに対応する場所というか受付のカウンターがある。それが今、あそこはちょっと奥へ引っ込んで非常に評判が悪いと。どこへ行ったらいいんか分からんと。せっかくあそこへ行ったのに誰もいらっしゃいませと言ってくれる人がなかったとか、そういう点も今後、改善をしていかなければならないし、やっぱりこの一番の赤字の原因は、人件費があまりにも多すぎるということであります。それでまあ、そこら辺も検討していきたいと思ってます。

例えば、食堂も約2,000万円ぐらいの売り上げがあって、その中で600万円ほど赤字が出ると。民間であれば当然そういうことにはならないと思います。そういうところもいろんな要因がありまして、それも今後きちっと精査をして、できるだけ赤字の出ないような方向で、非常に明恵峡温泉というのは泉質もいいし、結構人気があって。もうそら開店当初からいうとちょっと減っていますけれども、まだまだかなりの方が入浴されてますので、そこらも改善の余地があると考えてます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

もう1点だけ、方策ですね、ソフトの説明しかなかったんですけども、ハードで何か考えておられるのではないですか。その点、ハード事業。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ハード事業、今、そんな具体的に申し上げるようなことは考えておりません。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は、午後1時から行います。

~~~~~

休憩 11時59分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 日程第12 議案第23号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第12、議案第23号、平成19年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 2 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 2 4 号、平成 1 9 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 2 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 2 5 号、平成 1 9 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第15 議案第26号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、議案第26号、平成19年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第16 議案第27号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第16、議案第27号、平成19年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 17 議案第 28 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 17、議案第 28 号、平成 19 年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 18 議案第 29 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、議案第 29 号、有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 30 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 30 号、有田川町境川コミュニティセンター条例の制定
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 20 議案第 31 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 20、議案第 31 号、有田川町西谷コミュニティセンター条例の制定
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 1 議案第 3 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 1、議案第 3 2 号、有田川町井谷コミュニティセンター条例の制定
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案第 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 3 3 号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案第 3 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 3 6 号、有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 4 議案第 3 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 3 7 号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案第 3 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 3 8 号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案第 3 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 3 9 号、有田川町水源の森基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 7 議案第 4 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 4 0 号、有田川町公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第28 議案第41号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第28、議案第41号、有田川町生石高原天文台条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。議案第41号について質疑をさせていただきます。

3点ばかりお伺いをします。

まず第1点目は、今回の改正によりまして、5カ月間の閉鎖になると思いますが、5カ月間閉鎖することによって、この天文台のいわゆる望遠鏡などのメンテナンスというのはどのようになっていくのか、ご説明いただきたいのが1点目。

2つめとして、この天文台を閉めることによって解決策になるのかどうかという根本的な問題もやっぱり問うていかなあかんと思うんです。その点でどのようにお考えになっておられるのか。

あわせて、こういうふうな状況になってきているのは、お隣に併設している高原の家が老朽化してきて使えなくなったと、それに伴う影響も多分あるのではないかと思います。生石高原の関係も含めて、解体するとかということもあったと思うんですけれども、その辺の見通しも含めて、一体的にここはどうなっていくのかということでご説明をいただきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

メンテナンスの件ですけれども、またあとで担当課から答えていただきます。

たぶん5カ月間閉めるから、よけせんなんとか少なくてすむという問題ではないと僕の考えでは思っています。

それから、将来的にどうなるのかということでもありますけれども、やっぱりこれも地区の方々が長年管理したという経緯もありまして、そこらへんとも相談しながら今後対応策を決めていきたいと思っています。

それから高原の家については、これは県の建物でありまして、何かアスベストもあるとか、そういうふう聞いています。また、いずれにしてもそういう建物はもう使用できないだろうし、まあ一度、県の方とも交渉して、撤去するんであれば、早く撤去していただけるよう協議はしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

増谷議員さんのご質疑にお答えします。

望遠鏡のメンテナンスについては、毎年行っております。

それから2番目の5カ月間閉館することについての利用の問題ですけども。特に寒冷期になりますと、入館者数は約半分ぐらいになりまして、観望の予約日数も1日程度ぐらいしかないのが実情でございます。

それから今後の運営はということでございますけども。ここ5年間の統計を見ますと、有料入館者数で30%未満、来館者数では約半分ぐらいの状況でございます。観望の予約日数につきましても過去5年間では最高で29人ということがございます。それとあわせまして平成16年度に県の生石高原の家が閉鎖されまして特に悪うございます。

したがいまして、この天文台の施設はふるさと基金で建てられたものでございますけども、50センチの反射望遠鏡がございますが、これも大変貴重なものでございますので、今後これを何とか違う方向で活用できる方向に検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度伺っておきたいと思っております。

今の答弁をお聞しておりますと、もう天文台は閉めるということで認識させていただいてよろしいのでしょうか。その点だけ確認させてください。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

現在のところ閉館するという方向ではございませんけども、閉館するに当たりまして地元が生石区との協議も必要でございますので、今後検討していきたいと考えてます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 29 議案第 43 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 29、議案第 43 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 30 議案第 44 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 30、議案第 44 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 1 議案第 4 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 4 5 号、平成 1 8 年度清水行政局旧庁舎解体工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 2 議案第 4 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 4 6 号、平成 1 8 年度公下第 1 5 号吉備第 3 幹線管渠布設工事（第 3 工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

この下水なんですけども、まず工事がたいへん難しいもので、中身の下のことはなかなか難しい点があると思いますけども。一応これ、今日見せてもらった資料の中で76%という非常に低い数字で落札していると思います。その点もし今後、まあ障害とかそんな誰が見てもこの障害では増額はやむを得んやろという結果でやってくれるんだったらいいんですけども、増額というのは今非常に多くなっているんで、そこの点だけ慎重にしてもらって対処してもらいたいということをお願いしておきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんの質疑にお答えをしたいと思います。

76%、非常に低い数字でありますけれども、設計の仕様からいったら、それは妥当かなという考えでありまして。今後、落札価格が安いからといって増額ということは一切ありません。万が一のことが出てくれば別でありますけれども、落札価格が低いさけて、それはもうみんなに納得していただければ、もちろん予算というのは議会の承認なければ通らないわけでありますから、そういうことは絶対にありません。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 3 議案第 3 4 号撤回の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 3 4 号撤回の件を議題にします。

お諮りします。

議案第 3 4 号の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号の撤回を許可することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 4 議案第 3 5 号撤回の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 3 5 号撤回の件を議題にします。

お諮りします。

議案第 3 5 号の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 5 号の撤回を許可することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 5 議案第 4 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 4 7 号、有田川町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第36 議案第48号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第36、議案第48号、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第37 請願の審査報告について（請願第1号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第37、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第1号として、主要県道美里龍神線、紀美野町美里地区～有田川町清水地区堂鳴海トンネル（仮称）整備事業の実現を求める請願が、本定例会第1日目において、産業建設常任委員会に付託されております。

この件について、産業建設常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、殿井君。

○産業建設常任委員長（殿井 堯）

産業建設常任委員長からの報告をいたします。

請願第1号、主要県道美里龍神線、紀美野町美里地区～有田川町清水地区堂鳴海トンネル（仮称）整備事業の実現を求める請願が、本定例会第1日目にお

いて、産業建設常任委員会に付託されました。この件につきまして、3月14日、委員会を開き、慎重に協議をした結果、全員一致で採択となりましたので、よろしくご検討のほど、お願いいたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、産業建設常任委員長から審査の経過及び結果等について報告がありました。

この委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第38、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 39 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の ……………
継続調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第 39、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 40 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 40、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きます。

~~~~~

休憩 13時26分

再開 14時05分

~~~~~

○副議長（中面正門）

再開いたします。

ただいま、議長、亀井次男君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中面正門）

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とす
ることに決定いたしました。

…………… 追加日程第1 議長辞職の件 ……………

○副議長（中面正門）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、亀井次男君の退場を求めます。

〔亀井次男君、退場〕

○副議長（中面正門）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

朗読させていただきます。

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

平成19年3月22日、有田川町議会議長、亀井次男。

有田川町議会副議長、中面正門様。以上でございます。

○副議長（中面正門）

お諮りします。

亀井次男君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中面正門）

異議なしと認めます。

したがって、亀井次男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時07分

再開 15時21分

~~~~~

○副議長（中面正門）

再開します。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思いま
す。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中面正門）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行う
ことに決定いたしました。

…………… 追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙 ……………

○副議長（中面正門）

追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○副議長（中面正門）

ただいまの出席議員は26人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、堀江眞智子君君、
23番、竹本和泰君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○副議長（中面正門）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔なしを確認〕

○副議長（中面正門）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○副議長（中面正門）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

[投 票]

○副議長（中面正門）

投票もれは、ありませんか。

[なしを確認]

○副議長（中面正門）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番、堀江眞智子君、23 番、竹本和泰君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○副議長（中面正門）

選挙の結果を報告します。

投票総数 26 票、有効投票 26 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、尾上武男君 3 票、亀井次男君 10 票、大岡憲治君 8 票、橋爪弘典君 5 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、7 票です。

したがって、亀井次男君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

○副議長（中面正門）

ただいま、当選されました亀井次男君が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選された亀井次男君に発言を求めます。

亀井次男君のご登壇をお願いします。

○4 番（亀井次男）

皆さまのご投票により、2 度目の議長を仰せつかることになりまして、身の引き締まる思いでございます。

有田川町の旧 3 町の融和と、また地域発展、産業、また町執行部と、また区長会等々と頑張っていきたいと、こう思いますので、議員の皆さま方の今後ますますのご支援ご指導を賜ることをお願い申し上げまして、簡単ではござい

すが、お礼の言葉といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（中面正門）

議長、議長席にお着き願います。

どうも、ご協力ありがとうございました。

〔議長、着席〕

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時33分

再開 15時45分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

ただいま、副議長、中面正門君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

…………… 追加日程第3 副議長辞職の件 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中面正門君の退場を求めます。

〔中面正門君、退場〕

○議長（亀井次男）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

このたび、議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成19年3月22日、有田川町議会副議長、中面正門。

有田川町議会議長、亀井次男様。以上でございます。

○議長（亀井次男）

お諮りします。

中面正門君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、中面正門君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 15時47分

再開 16時31分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定しました。

…………… 追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（亀井次男）

ただいまの出席議員数は、26人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、東武史君、22番、中山進君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

[投票用紙の配布]

○議長（亀井次男）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

[なしを確認]

○議長（亀井次男）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱を点検]

○議長（亀井次男）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（亀井次男）

投票もれは、ありませんか。

[投票もれがないかを確認]

○議長（亀井次男）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、東武史君、22番、中山進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（亀井次男）

選挙の結果を報告します。

投票総数26票、有効投票26票、無効投票0票です。

有効投票のうち、堀江眞智子さん3票、湊正剛君が5票、林道種君が10票、中面正門君が8票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、7票です。

したがって、林道種君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

○議長（亀井次男）

ただいま、当選されました林道種君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選された林道種君に発言を求めます。

林道種君、ご登壇をお願いいたします。

○16番（林 道種）

どうも、ありがとうございました。

副議長という大責任を皆さん方の力によって任されることができました。

本当にありがとうございます。

今後、亀井議長に補佐しながら有田川町発展のためにしっかりと真剣に努めたいと思いますので、今後ともよろしくご支援ご鞭撻いただくようお願いいたします。お礼の言葉といたします。どうもありがとうございます。

〔拍手〕

○議長（亀井次男）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成19年第1回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 16時42分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 亀 井 次 男

有田川町議会副議長 中 西 正 門

10 番 議 員 湊 正 剛

18 番 議 員 楠 部 重 計